



北茨城市商工会報

商工会は 行きます 聞きます 提案します

■発行日／令和元年6月1日 第89号 商工会員数1,003名 青年部員数21名 女性部会員数108名

発行
北茨城市商工会
北茨城市磯原町本町1-3-9
TEL(0293)42-2511
FAX(0293)42-0503
URL: <http://www.kitaiba-shoko.jp>

発行責任者
北茨城市商工会長 大森廣幸



第59回通常総代会

令和元年5月23日、総代74名
(内委任状出席37名)出席のもと、
新年度の事業及び予算が承認される。

昨年は、異常気象による記録づくりの夏で猛暑が続き、7月の西日本を中心とした豪雨、9月には北海道胆振東部地方を襲った震度7の大地震など、日本における災害が連鎖的に発生しております。しかし、経済へ目を移しますと景気の浮揚は未だに感じられず、皆様の経営にとりましても、厳しいものがあるものとご推察致します。人口減少による市場縮小、益々深刻化する人手不足問題や、後継者問題など商工会にとりましても厳しい状況が続くものと考えております。

この様な状況の中、昨年度は、4年目となる伴走型小規模事業者支援推進事業を柱に役職員一丸となり、数多くの各種経営支援や事業を開拓し、新規創業事業者の掘り起しによる地域の活性化を本望にした創業・起業スクール講座を開催し、新たな事業者創出を展開致しました。また、市と連携し、

尚一層役職員一丸となり、丁寧なサポートによる支援推進を図る所存でありますので、一層の商工会に対するご理解とご協力、ご支援の程を何卒宜しくお願ひ申し上げます。

今後とも、会員事業所に寄り添った指導を心掛け、巡回指導・訪問相談を通じて、個々の経営課題に対しても伴走型の支援を徹底して参ります。

先般、5月23日に豊田稔市長をはじめ、多数のご来賓の方々にご臨席を賜り、59回目の通常総代会を開催致しました。

若者の地元就業率向上を図る目的の高校生就職面接相談会開催も継続拡充し、地域企業の支援充実も図って参りました。

会長挨拶



北茨城市商工会
会長 大森廣幸

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます。

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の**一体資産**を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

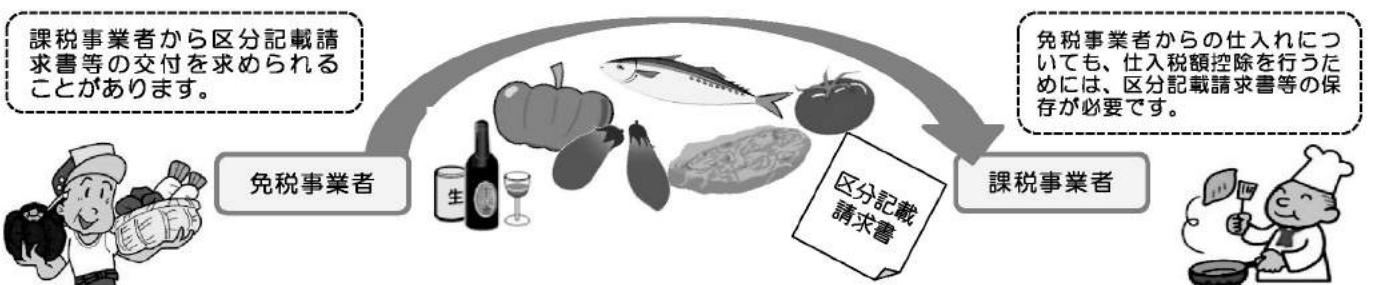
新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



消費税の軽減税率対応のための
レジ・システム補助金

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助期限である
2019年10月が迫ってきました!!

レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

【お問合せ先】

軽減税率対策補助金事務局 **0120-398-111**

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する回線になります。

フリーダイヤル

補助金の詳細を
ご覧になりたい方は↓

<http://kzt-hojo.jp/> 検索

QRコードは
こちら！



2018年4月から
全ての使用者
(雇用主)に対して

「年5日の年次有給休暇の確実な取得」 が義務化されました

- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用する時季指定不要です。

時季指定義務のポイント



- (例)
- 労働者が自ら5日取得した場合 ⇒使用者の時季指定は不要
 - 労働者が自ら3日取得+計画的付与2の場合 ⇒ "
 - 労働者が自ら3日取得した場合 ⇒使用者は2日を時季指定
 - 計画的付与で2日取得した場合 ⇒ " 3日 "

有給休暇が10日以上付与される対象者は「正社員」のほか、次の条件を満たした「契約社員」や「パート・アルバイト」です。

- ・入社後6ヶ月が経過している「正社員」またはフルタイムの「契約社員」
 - ・入社後6ヶ月が経過している週30時間以上勤務の「パート・アルバイト」
 - ・入社後3年半以上経過している週4日出勤の「パート・アルバイト」
 - ・入社後5年半以上経過している週3日出勤の「パート・アルバイト」
- (※出勤率が8割以上の人)

■使用者(雇用主)が気を付けるポイントは?

- ①従業員が休暇を取得したい時季を確認し、それを尊重するよう努めなければなりません。
- ②従業員ごとに有給休暇管理簿を作成し、3年間保存する必要があります。
- ③就業規程に時季指定の対象範囲などを記載する必要があります。
- ④違反した場合、使用者に30万円以下の罰金が科せられます。

ご不明な点やご質問・ご相談は

下記までお問い合わせください。
茨城労働局
TEL 029-224-6211 (代)
日立労働基準監督署
TEL 0294-22-5187
北茨城市商工会
TEL 0293-42-2511

新入会員紹介

平成31年2月1日
～令和元年5月31日

- (一社) 日本苔アート協会 (テラリウム販売)
山縣健志／華川町白場326-36
- 大久保工業 (受託加工)
大久保芳雄／華川町下小津田370
- (同)Community care collaboration (訪問看護)
進藤由佳／磯原町磯原1-33
- 一 (タイル工事)
鈴木 實／磯原町磯原2156-1
- 青年部副部長 (定款会員)
加藤木孝至／磯原町本町1-5-10
- 小室電機会社 (電気工事)
小室禎久／磯原町大塚1487-3
- 明興工業 (配管工事)
若林洋介／磯原町磯原6-118-1
- 北茨城接骨院 (接骨院)
安部泰裕／中郷町上桜井2259
- でいさへびす かいふく (介護)
安部泰裕／中郷町下桜井964-1
- ドッグサロン チロル (賛助会員)
澤畠麻美／高萩市下手綱656-1

会員入会
のおすすめ

会員の皆様方のお取引先やお知り合いで、
まだ会員でない方がいらっしゃいましたら、
ぜひご加入をお勧め下さいますようお願い致します。
また、当商工会や地域に関するご意見等がありましたら、
どしどしお寄せください。

kitasho@atlas.plala.or.jp TEL 42-2511

キャッシュレス決済端末の支援について

《軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較》

制度の活用パターン

中小・小規模店舗

飲食料品等を販売し
軽減税率対応が
必要な事業者



軽減税率の対象となる
飲食料品等を
販売していない事業者

複数税率対応のレジを
導入したい場合

複数税率対応のレジに併せて
キャッシュレス決済端末等も
導入したい場合

キャッシュレス決済端末等を導入したい場合

レジの導入

レジの導入

キャッシュレス決済端末等の導入

キャッシュレス決済端末等の導入

軽減税率対策
補助金を活用

軽減税率対策補助金を活用

キャッシュレス・消費者還元事業を活用

レジ本体

レジ本体 +
決済端末等(付属機器)

決済端末等

費用の1/4が自己負担
(3/4を国が補助)

費用の1/4が自己負担
(3/4を国が補助)

※本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

※補助期間終了後も契約を継続する場合は、決済端末等も引き続き利用可能

自己負担なし

(国が費用の2/3負担、決済事業者が費用の1/3負担)

お問合せ先

ポイント還元問合せ窓口 (中小・小規模事業者向け)
 0570-000655
受付時間: 平日10:00~18:00 (土・日・祝日を除く)

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます。 ※本制度名称を繰り、個人情報を聞き出そうとする電話等にご注意ください。

本制度の詳細は、ホームページをご確認ください。

<https://cashless.go.jp>

社会福祉法人あかね会

茨城県北茨城市関本町関本中259-6
TEL 0293-24-8855 FAX 0293-24-8722
E-mail akanekai@i.softbank.jp
<http://www.akanekai.com/index.html>

スタッフ数 96名
(2019.5.1現在)

「地域の発展なくして 企業の発展なし」

あかね会は上記の理念をもとに社是「地域貢献」を掲げ、地域の福祉拠点として各事業所ごと研鑽しています。病院等の送迎やご自宅での身体介助から、通所や入居施設（特養・ケアハウス）を運営しています。特に独居や老々介護の高齢者が入居できます高齢者マンション・軽費老人ホーム ケアハウスマイホーム五浦はお陰様で昨年20周年を迎えました。また一昨年より特別養護老人ホーム あかねサクラ館内に保育所を設け、スタッフの子女はもとより地域のご子女様もお預かりし、ニーズに沿った事業展開をしています。安心と信頼の「社会福祉法人」が運営する施設を是非ご利用ください。

業務内容 【第1種社会福祉事業】特別養護老人ホーム あかねサクラ館 軽費老人ホーム ケアハウスマイホーム五浦
【第2種社会福祉事業】老人短期入所施設 ショートステイあかねサクラ館 通所介護施設 デイサービスあかね園
認知症対応型通所施設 スマイルあかね 訪問介護事業所 ヘルバーステーションあかね
【公益を目的とする事業】居宅介護支援事業所 あかね 企業主導型保育事業 あかねミライ園
一般常用旅客自動車運送事業 ヘルバーステーションあかね

※会員事業所でPR希望がありましたら、事務局までご連絡下さい。



FACE
企業
紹介

青年部だより

第54回通常総会開催 新役員決定

4月11日(木)、第54回通常総会が開催され、任期満了に伴い役員が改選されました。

今年度も当青年部は、商工業の改善発展と自らの資質向上を目指し、様々な事業を展開して参ります。



新部長あいさつ

山形 和義

今年度より北茨城市商工会青年部・部長に就任いたしました山形和義です。当単会部長職と併せまして、県北地区商工会青年部連絡協議会・副会長並びに茨城県商工会青年部連合会・理事の役目も拝命いたしました。

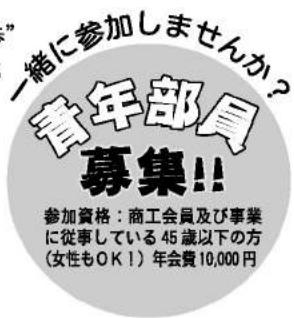
さて、当商工会事業所におきましては高齢による廃業、後継者問題、少子化問題に併せて起業家の激減と深刻な問題を抱えております。

当青年部のミッションとしましては「部員増強」と「地域イベント」の2つの委員会を組織し、事業を推進して参ります。

“一人の百歩より、百人の一步”

部員が一丸となり、私たちの商売の基盤である北茨城の活性繁栄に努める所存です。

引き続き当青年部へのご支援ご鞭撻を賜りたく、謹んでお願い申し上げます。



女性部だより

常陸大津の御船祭に出店



5月3日(金)に実施された「常陸大津の御船祭」で当女性部は、鈴木精米所様の駐車場をお借りし、飲物の販売をいたしました。5年に1度の大祭である当イベントは天候に恵まれ多くの来場者で賑わいを見せっていました。

【令和元年度の主な事業内容】

- ・いきいき健康体操（毎月第2・4金曜）
- ・つるし雛講習会（毎月2回・水曜）
- ・雨情の里港まつり等への出店参加協力
- ・視察研修
- ・車椅子寄贈
- ・お誕生日会
- ・新年歌舞伎鑑賞会